

# 令和3年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた

- 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和4年2月16日(水)から同年3月15日(火)**までです。  
なお、還付申告書は、令和4年2月15日(火)以前でも提出できます。
- 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和4年3月15日(火)**です。

**申告書は、国税庁ホームページで作成・提出できます！**

「国税庁ホームページ」にアクセス  
パソコン・スマホ等から  
**「確定申告」**  
で検索

申告書を作成  
「確定申告書等作成コーナー」  
の画面の案内に沿って  
**金額など**  
を入力

申告書を提出  
作成した申告書を  
**e-Tax**又は**郵送等**  
で提出

- 税務署に行かずに申告できます！
- 銀行や税務署の窓口に行かずに納付できます！
- 確定申告期間中は24時間利用できます！  
(注)メンテナンス時間を除きます。

納付 又は 還付  
・口座振替・**電子納税**  
・クレジットカード  
・コンビニ等  
QRコード  
で納付

**確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください！**



▷ご相談はこちら

確定申告に関する質問は、国税庁ホームページ税務相談  
チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくことにより、人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。



税務職員ふたば

## スマートフォンからの申告が便利に！！ ～株式等の譲渡所得等の申告書が作成できます～

- 令和3年分の確定申告から、確定申告書等作成コーナーのスマートフォン専用画面に、これまでの給与所得や雑所得等に加え、**特定口座**の取引に係る上場株式等の譲渡所得等の申告書を作成することができるようになりました。
- マイナポータル連携を利用してことで、申告書を作成する際に特定口座年間取引報告書の記載内容(金額・証券会社情報など)が自動入力されます。
- スマートフォン等のカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、源泉徴収票の記載内容(金額・支払者情報など)が自動入力されるようになりました。



▷作成はこちら